

# 令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引

申告書提出期限 令和6年1月31日(水)

～ 償却資産申告書の提出は窓口、郵送または電子申告(エルタックス)で ～

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

つきましては、この「申告の手引」及び別紙「償却資産申告書の記入例」を参考に申告いただきますようお願いいたします。

※ 前年度と比較し、資産の増減がない場合も必ず申告してください。

※ 償却資産をお持ちでない場合や廃業、事業継承、市外転出等があった場合もその旨を備考欄に記入し、必ず申告書を提出してください。

※ 申告書を郵送で提出される方で、控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 【目次】

- 1 償却資産とは P 1
- 2 申告について P 1 ～ 5
  - (1) 申告していただく方
  - (2) 申告の対象となる資産
  - (3) 申告の対象とならない資産
  - (4) 国税との主な相違点
  - (5) 家屋と償却資産の区分
  - (6) 非課税・特例資産
- 3 評価と課税について P 5 ～ 6
  - (1) 評価額の計算方法
  - (2) 課税標準額・税額
  - (3) 納付方法
  - (4) 納税管理人



高萩市役所 市民生活部 税務課 固定資産税グループ

〒318-8511 茨城県高萩市本町1丁目100番地の1

TEL:0293-23-2115(直通)

## 1 償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械、器具、備品等をいいます。

なお、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

### ●償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	広告塔、門、塀、煙突、外灯、緑化施設、舗装路面（駐車場等）、外構工事 等
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、テナント内装・造作・建築設備 等
2	機械及び装置	製造機械設備、工作設備、印刷機械、搬送設備（クレーン、コンベヤー等）、ボイラー、モーター、ポンプ類の汎用機械、太陽光発電設備 等	
3	船舶	ボート、漁船、釣船、貨客船 等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両、構内運搬車、台車 等	
6	工具、器具及び備品	測定工具、切削器具、机・椅子、ロッカー、応接セット、パソコン、コピー機、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、陳列ケース、レジスター、自動販売機、看板、ネオンサイン、医療用機器 等	

## 2 申告について

### (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ④ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- ⑤ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。）
- ⑥ 内装、造作、建築設備等を取り付けた（費用負担した）賃借人（テナント）等の方

### 【お願い】

償却資産を所有されていない方も、お手数ですが、その旨を申告書の「備考欄」に記入し、必ず提出してください。

●提出書類 (※記入方法は別紙「償却資産申告書の記入例」参照)

申告の区分	申告書	種類別明細書		申告書「18 備考欄」への記入事項
		増加・全資産用	減少資産用	
増加・減少資産両方あり	○	○	○	—
増加資産のみ		○	×	—
減少資産のみ		×	○	—
資産の増減なし		×	×	「資産の増減なし」と記入してください。
該当資産なし		×	×	「該当資産なし」と記入してください。
廃業・解散・転出		×	○	「(例)令和○年○月×日 廃業」と記入してください。

※ 令和5年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ・申告誤り等がある場合は、上記の提出書類とは別に、次の書類を提出してください。

- ・申告漏れ等に係る各年度の償却資産申告書
- ・必要に応じて、種類別明細書（増加資産・全資産用）（減少資産用）

※ 申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●ご注意ください

虚偽の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第385条及び第386条により過料が科されるほか、不足額に加え、延滞金を徴収されることがありますので、申告漏れ等のないよう十分ご注意ください。

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 決算期以降1月1日までの間に取得された資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ⑥ 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- ⑦ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑧ 借用資産（リース資産）であっても、契約満了後に貸主の所有物となるような資産
- ⑨ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却した資産 (※1 P3上表参照)

☆特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行なかつたものとして申告してください。（国税とは取扱いが異なります。（P3参照））

☆消費税については、法人税及び所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。

### (3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト等）
- ② 無形固定資産（例：特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ③ 商品、貯蔵品
- ④ 生物（ただし、観賞用・興行用のものをのぞく）
- ⑤ 書画骨董（複製品等減価償却しているものをのぞく）
- ⑥ 所有権移転リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された取得価額が20万円未満の資産
- ⑦ 1個（または1組）の取得価額が20万円未満の資産で、法人税または所得税法上3年で一括償却する資産（※2 下表参照）
- ⑧ 使用可能期間が1年未満の資産、または1個（1組）の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金または必要経費に算入された資産（※3 下表参照）

●取得価額と経理区分による申告の要否（○…必要、×…不要）

取得価額	経理区分			
	一般減価償却	中小企業特例※1	3年一括償却※2	一時損金算入※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	—
20万円以上30万円未満	○	○	—	—
30万円以上	○	—	—	—

### (4) 国税との主な相違点

項目	国税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期日）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	建物以外は定率法・定額法の選択 ※定率法を選択した場合、平成19年3月31日以前に取得した資産については旧定率法を適用	定率法のみ ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
評価額の最低限度額	備忘価額 1円	取得価額の5%
改良費（資本的支出）	区分評価（一部合算可） ※平成19年3月31日以前に取得した資産については合算評価	区分評価 （改良を加えられた費用と改良費を区分して評価）
所有権移転外リース取引の資産	原則、賃借人が減価償却	所有者（賃貸人）に課税

### (5) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次のとおり家屋と償却資産に該当する部分を区分して評価します。

なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人（テナント）等）が附加施工（費用負担）した内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。

《家屋と償却資産の区分表》

※ 下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
	ビル等における受変電設備		◎		◎
	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
	電力引込設備（引込工事）		◎		◎
	電灯照明設備（屋外照明設備）		◎		◎
	I T V設備（テレビ、カメラ）・L A N設備		◎		◎
給排水設備	屋外に設置された給水塔・給排水管・引込工事		◎		◎
	屋内の給排水設備・衛生設備	○			◎
内装・造作	内装・造作設備（床・壁・天井仕上、店舗造作等）	○			◎
ガス設備	屋外設備、引込工事等、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			
給湯設備	ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等	○			◎
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			
消火設備	消火栓設備、スプリンクラー等	○			◎
換気設備	設備一式	○			◎
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
厨房設備	飲食店、寮、社員食堂等の厨房設備		◎		◎
その他の設備等	簡易間仕切り、L A N設備、文字看板、駐輪設備、メールボックス、機械式駐車場、カーテン等		◎		◎
外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		◎		◎

## (6) 非課税・特例資産

一定の要件を満たす償却資産には、税負担の軽減を図るための非課税及び課税標準の特例制度があります。非課税及び課税標準の特例に該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に明記して申告をお願いします。

- ・新規で非課税及び課税標準の特例を受ける場合は、申請が必要ですのでご連絡ください。
- ・すでに非課税及び課税標準の特例を受けている場合は、適用を受けている資産について、必ず種類別明細書に明記してください。電算申告（全資産申告）の場合は、課税標準額の欄に適用後の金額を記入してください。

### ① 非課税の対象となる資産

地方税法で定める非課税の要件を満たす資産（学校法人の教育施設、社会福祉法人の保育施設・障害者施設、宗教法人の宗教施設等で使用する資産 等）

### ② 課税標準の特例が適用される資産

地方税法で定める特例の要件を満たす資産（産業廃棄物処理施設、廃液の処理施設等で使用される資産 等）

※ 特例が適用される資産はいずれも新規取得の場合のみです。

## ●減免について

償却資産が震災等により被害を受けたときなど、高萩市市税条例で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

該当する場合は、所定の用紙を請求の上、減免に該当することとなった日以降に到来する納期限までに申請してください。

## 3 評価と課税について

### (1) 評価額の計算方法

資産1個（または1組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。

#### ① 前年中に取得したもの（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）

取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率 × 1/2) = 評価額

#### ② 前年前に取得したもの（令和5年1月1日以前）

取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率) = 評価額

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%で減価します。

(例)	取得価額	1,000,000円
	取得時期	前年5月
	耐用年数	8年 → 減価率 = 0.250 (P6 減価率表参照)
	・今年度	= 1,000,000円 × (1 - 0.250 × 1/2) = 875,000円
	・翌年度	= 875,000円 × (1 - 0.250) = 656,250円
	・翌々年度	= 656,250円 × (1 - 0.250) = 492,187円

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度50,000円（取得価額の5%）からは減価しません。

●耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	60	0.038	0.981	0.962
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	70	0.032	0.984	0.968
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	80	0.028	0.986	0.972
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	90	0.025	0.987	0.975
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977

(2) 課税標準額・税額

資産が所在する市町村ごとに、前記により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（百円未満切捨て）を計算します。

また、課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。（ただし、150万円未満であっても申告は必要です。）

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{固定資産税額}$$

(3) 納付方法

4月上旬に市から送付する納税通知書（納付書）により、納付していただくことになります。納期は通常4回（4月、7月、12月、翌年2月）です。

◎便利な口座振替もあります

希望される方は、通帳、通帳届け出印をご持参のうえ、税務課または高萩市内の金融機関まで手続きをお願いします。高萩市外の金融機関につきましては、お問い合わせください。

(4) 納税管理人

市内に住所等を有しないため、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を新たに定める場合、または納税管理人に異動が生じた場合は「納税管理人（変更）申告書」を提出してください。

●職業別の主な償却資産と耐用年数

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

( )内は標準的な耐用年数

業 種	資 産 の 名 称
共 通	受変電設備(15)、自家発電設備(15)、中央監視装置(18)、屋外の電気・給排水設備(15)、テナントが施行した内装(15)、看板(10)、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)等
一般事業(事務所)	応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、パソコン(4)、金庫(20)、コピー機(5)、LAN設備(10)等
製造業(工場)	エアシャワー・クリーンブース(15)、自動制御装置(15)、電源供給設備(15)、排水処理設備(15)、精製水製造設備(15)、集塵装置(15)、冷蔵冷凍設備(15)、各種製造設備(※)、金型(2)等
不動産賃貸(アパート等)・ 駐車場業	駐車場アスファルト舗装(10)、自転車置場(10)、植栽(20)、フェンス(10)、屋外灯(15)、タワーパーキング用駐車機械設備(10)等
小売・飲食業	レジスター(5)、テレビ(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ガスレンジ等の厨房設備(6)、テーブル(5)、椅子(5)、カウンター(3)、自動販売機(5)、陳列ケース(8)等
理・美容業	理美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、ドライヤー(5)、テレビ(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、消毒殺菌器(5)等
病 院	調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、X線装置等の医療機器(6)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等
農 業	ビニールハウス(7)、乾燥機(7)、脱穀機(7)、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車(7)等

※ 平成20年度税制改正の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の見直しにより、機械及び装置に含まれる「各種製造設備」については業種ごとに耐用年数が改正されました。